

議案第 4 3 号

川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線を横浜市域内に設置することに関する協議について

川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線を横浜市域内に設置することに関して、次のように協議する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

1 名称

川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線

2 設置の目的

市民からの要望に基づき、白幡台地区、おし沼地区、犬蔵地区等のバス利用者の需要等を把握するため、社会実験を実施することから、川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線を横浜市内まで延長する。

なお、社会実験において一定程度の利用者がいた場合には、本格運行を実施する。

3 運行経路

向ヶ丘遊園駅南口から向ヶ丘遊園駅菅生線（Ⅰ）、多摩第 5 号線、向ヶ丘遊園駅菅生線（Ⅳ）、向ヶ丘遊園駅菅生線（Ⅱ）、向ヶ丘遊園駅菅生線（Ⅲ）、宮前 7 号線、向ヶ丘遊園駅菅生線（Ⅴ）、梶ヶ谷菅生線（Ⅳ）、犬蔵 1 号線、向ヶ丘遊園駅菅生線（Ⅵ）、美しが丘第 1 6 2 号線及び美しが丘第 1 5 5 号線を経由してたまプラーザ駅に至る間

4 キロ程

6. 3 2 キロメートル（うち区域外 0. 7 4 キロメートル）

5 停留所の名称及び位置

たまプラーザ駅

横浜市青葉区美しが丘 1 丁目 1 番地先

6 料金及び手数料

川崎市乗合自動車乗車料条例の定めるところによる。

7 その他

前各項のほか必要な事項は、川崎市長と横浜市長が協議して定める。

参考資料

1 提案理由

本市一般乗合旅客自動車運送事業路線を横浜市域内に設置することに関して、横浜市と協議したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により提出する。

2 区域外設置区間位置図



凡 例	
	区域外設置をする路線の範囲
	市 境 界
	停 留 所